

(照会先)

社会保険庁運営部医療保険課

適用・徴収対策室

室長 金沢 孝志 (内線 3602)

室長補佐 山崎 伸正 (内線 3602)

電話 (代表) 03-5253-1111

平成19年8月10日

健康保険及び厚生年金保険の新規適用届の遡及取消について

1 概要

事業所の事業実態がないとの理由で事業主から健康保険及び厚生年金保険の脱退の届出があった場合には、その旨を証する書類の確認や実地調査を行うことにより、届出以降の期間について、適用事業所に該当しなくなったとの取扱いを行っている。

今般、愛媛社会保険事務局管内の松山西社会保険事務所において、事業主からの申し出を受け、既に徴収した保険料があったにもかかわらず、事業実態を十分に確認することなく、新規適用届を遡及して取り消すといった不適正な事案が判明した。

○ 判明した遡及取消事案

- ・ 平成15年9月1日に適用（被保険者数8名）
- ・ 平成16年2月24日に、平成15年9月1日当初まで遡及して適用を取消

この遡及取消により、被保険者8名に係る平成15年9月から平成16年2月までの資格が取り消された。また、既に徴収した平成15年9月分の保険料を事業主に還付した。

2 今後の対応

事業実態があるにもかかわらず、新規適用の取消処理を行うことは、法的にあってはならないことである。このため、本件事案にかかわった職員に対し、徹底した事情聴取を行っているところであり、事実関係を明らかにした上で、適切な措置をとる。

なお、当該事業所の事業実態等を調査し、事業実態及び従業員の使用実態が確認された期間について、被保険者記録を追加する。